

時津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 27 号）の一部改正

改 正 案	現 行
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 <u>番号法第 2 条第 9 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>番号法第 2 条第 13 項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>番号法第 2 条第 15 項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 <u>(5) 特定個人番号利用事務 番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 番号法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第 4 条 町長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 (特定個人情報の提供) 第 5 条 <u>番号法第 19 条第 11 号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、町の機関が、<u>町の他の機関</u>に対し、<u>利用特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、<u>当該町の他の機関</u>が<u>当該利用特定個人情報</u>を提供するときとする。 2 前項の規定により<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けた場合において、法令、条例、規則その他の規定により<u>当該利用特定個人情報</u>と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 <u>番号法第 2 条第 8 項</u>に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 <u>番号法第 2 条第 12 項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム <u>番号法第 2 条第 14 項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (個人番号の利用範囲) 第 4 条 町長は、<u>番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 (特定個人情報の提供) 第 5 条 <u>番号法第 19 条第 9 号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>番号法別表第 2 の第 1 欄に掲げる町の機関が、当該町の機関以外の同表の第 3 欄に掲げる町の機関</u>に対し、<u>同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>の提供を求めた場合において、<u>同表の第 3 欄に掲げる町の機関</u>が<u>当該特定個人情報</u>を提供するときとする。 2 前項の規定により<u>特定個人情報</u>の提供を受けた場合において、法令、条例、規則その他の規定により<u>当該特定個人情報</u>と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。